

結婚新生活補助金の対象ですか？

令和6年1月1日から令和7年3月31日までに
婚姻届を提出しましたか？

いいえ

はい

夫婦共に婚姻日に39歳以下でしたか？

いいえ

はい

結婚するにあたり令和6年4月1日から令和7年3月31日までに
市内の住居を購入、リフォームまたは賃貸しましたか？
(契約者は夫婦の双方またはいずれか一方である)

いいえ

はい

その住宅の住所に、夫婦の双方またはいずれか一方が
住民登録をしていますか？

いいえ

はい

令和5年中の夫婦の所得の合算額は500万円未満ですか？
※4月から6月に申請を行う場合は令和4年中の夫婦の所得合算額
(貸与型奨学金の返済を行っている場合は返済額を控除)

いいえ

はい

市税等の滞納はありませんか？

いいえ

はい

他の公的機関の家賃支援又は住宅リフォーム助成を受けていませんか？

いいえ

はい

申請することができます！

この他にも確認事項がありますので、
銚子市役所3階企画課企画室までお問い合わせください。
(問い合わせ先 ☎ 0479-24-8904)

* 申請には戸籍謄本・所得証明書等添付書類が必要になります。



対
象
外